

平成24年山形村議会第1回臨時会

議事日程（第1号）

平成24年4月23日（月曜日）午前9時00分開会

開会宣告

村長招集あいさつ

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 平成24年4月23日

（1日間）

至 平成24年4月23日

日程第 3 諸般の報告

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 4 承認第 1号

日程第 5 承認第 2号

追加日程第 1 議長辞職の件

追加日程第 2 議長の選挙

追加日程第 3 副議長辞職の件

追加日程第 4 副議長の選挙

追加日程第 5 議席の一部変更

追加日程第 6 同意第 3号

日程第 6 常任委員の選任

日程第 7 正副常任委員長互選結果の報告

日程第 8 議会運営委員の選任

日程第 9 正副議会運営委員長互選結果の報告

追加日程第 7 議会広報編集特別委員辞職の件

追加日程第 8 議会広報編集特別委員会の設置

追加日程第 9 議会広報編集特別委員会の定数

- 追加日程第 1 0 議会広報編集特別委員の選任
追加日程第 1 1 正副議会広報編集特別委員長互選結果の報告
追加日程第 1 2 松本広域連合議会議員辞職の件
追加日程第 1 3 松本広域連合議会議員の補欠選挙
追加日程第 1 4 松塩地区広域施設組合議会議員辞職の件
追加日程第 1 5 松塩地区広域施設組合議会議員の補欠選挙
追加日程第 1 6 安曇野松筑広域環境施設組合議会議員辞職の件
追加日程第 1 7 安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の補欠選挙
追加日程第 1 8 松塩筑木曽老人福祉施設組合議会議員辞職の件
追加日程第 1 9 松塩筑木曽老人福祉施設組合議会議員の補欠選挙
追加日程第 2 0 松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員辞職の件
追加日程第 2 1 松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の補欠選挙
追加日程第 2 2 閉会中の継続審査の申し出について

閉会宣告

出席議員（12名）

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 三 澤 一 男 君
3 番 小 林 武 司 君	5 番 神 通 川 清 一 君
6 番 宮 澤 敏 君	7 番 竹 野 園 麿 君
8 番 柴 橋 潔 君	9 番 中 村 弘 君
1 0 番 大 月 民 夫 君	1 1 番 竹 野 入 恒 夫 君
1 2 番 上 条 浩 堂 君	1 3 番 上 條 光 明 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 清 沢 實 視君	副 村 長 百 瀬 泰 久君
教 育 長 山 口 隆 也君	総 務 課 長 笹 野 初 雄君

税務課長 野 口 英 明君

事務局職員出席者

事務局長 小 口 正君 書 記 児 玉 佳 子君

開会の宣告

議長（神通川清一君） おはようございます。

これより、平成24年第1回山形村議会臨時会を開会いたします。

（午前 9時00分）

村長招集あいさつ

議長（神通川清一君） 村長より招集のあいさつをお願いします。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） おはようございます。平年より10日から2週間遅れの春の訪れでございましたけれども、村は今、桜花らんまんの季節を迎えております。

本日ここに平成24年第1回山形村臨時議会招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様全員ご出席のもと開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

今臨時会は議会の申し合わせによる議会人事や議会構成、あるいは一部事務組合にかかわる人事についてが主な内容でございます。

そのほか条例改正に伴う専決処分の承認2件につきましても上程してございます。それぞれご審議いただきましてご決定いただきますようお願い申し上げ、招集のごあいさつといたします。よろしく願いいたします。

開議宣告

議長（神通川清一君） それでは、全員が出席で定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

議事日程の報告

議長（神通川清一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名

議長（神通川清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山形村議会会議規則第118条の規定により、12番・大月民夫議員、1番・大池俊子議員を指名します。

会期の決定

議長（神通川清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期を、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、よって本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

諸般の報告

議長（神通川清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

説明員の出席要求につきましては、議会事務局から報告させます。

児玉書記。

（事務局書記朗読）

承認第1号～承認第2号

議長（神通川清一君） 日程第4、承認第1号、日程第5、承認第2号を一括議題とします。書記をして各議案の朗読を行います。

児玉書記。

（事務局書記朗読）

議長（神通川清一君） ただいま一括議題としました承認第1号、承認第2号の各議案について、村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

村長(清沢實視君) それでは、承認第 1 号及び承認第 2 号の提案説明を申し上げます。
と思います。

まず、承認第 1 号でございます。「山形村税条例の一部を改正する条例の専決処分について」でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成 24 年 3 月 31 日に公布されたことに伴いまして、山形村税条例の一部を改正する必要性が生じたので、特に緊急を要するために、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることを認めましたので、平成 24 年 3 月 31 日にこの条例を専決処分いたしました。よって地方自治法第 179 条第 3 項の規定によりまして、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

主な内容につきましては、村民税では東日本大震災にかかわる税制上の対応で、住宅借入金等特別税額控除にかかわる特例や被災居住用財産の敷地にかかわる譲渡期限の延長の特例に伴うものであり、また固定資産税の土地の負担調整措置は、原則として現行の仕組みを 3 年延長することとなりますが、不公平是正の観点から、住居用地にかかわる特例措置について、経過措置を講じた上で平成 26 年に廃止する内容が主なものとなっております。

次に、承認第 2 号でございます。「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成 24 年 3 月 31 日に公布されたことに伴いまして、山形村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたので、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることを認めましたので、平成 24 年 3 月 31 日にこの条例を専決処分いたしましたところでございます。よって、地方自治法第 179 条第 3 項の規定によりまして、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

内容につきましては、東日本大震災にかかわる税制上の対応で、被災居住用財産の敷地にかかわる譲渡期限の延長に伴うものでございます。

以上、承認第 1 号及び承認第 2 号の提案説明を申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(神通川清一君) 村長の提案説明が終了しました。

ここで議案審査についてお諮りします。

去る4月18日開催の議会運営委員会において、今回の議案については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認めます。

よって、承認第1号、承認第2号の各議案は委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで休憩します。休憩。

(午前 9時08分)

議長(神通川清一君) それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前 9時41分)

議長(神通川清一君) それでは、先ほど一括議題としました承認第1号、承認第2号について質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(神通川清一君) 質疑もないようですので、質疑を終結します。

続いて、順次討論、採決を行います。

初めに、日程第4、承認第1号「山形村税条例の一部を改正する条例の専決処分について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。よって、承認第1号「山形村税条例の一部を改正する条例の専決処分について」は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、承認第2号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」討論、採決を行います。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。よって、承認第2号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」は、原案のとおり承認されました。

ここで休憩します。休憩。

(午前 9時44分)

議長(神通川清一君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前10時16分)

議長(神通川清一君) 野口税務課長は、公務のため、以後の本会議は欠席となります。

ここで私ごとでございますが、2年前の初議会の際の申し合わせによる議長職2年が経過いたしましたので、議長職の辞職願を提出します。

ふなれでご迷惑をおかけしましたが、ご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

それでは、ここで議長を交代します。大月民夫副議長、議長席へお着きください。

(議長席に副議長着席)

副議長(大月民夫君) それでは、ただいま神通川清一議長より辞職願が提出されま

した。この件を処理する間、しばらく議長の席に着かさせていただきます。よろしく
お願いいたします。

この際、「議長の辞職の件」を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(大月民夫君) ご異議ないものと認めます。よって「議長辞職の件」を日程
に追加し、追加日程第1とし議題とすることに決定いたしました。

議長辞職の件

副議長(大月民夫君) 追加日程第1「議長辞職の件」についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、神通川清一議長は退場願います。

(神通川清一議員 退場)

副議長(大月民夫君) それでは、書記をして辞職願の朗読をさせます。

児玉書記、お願いいたします。

(事務局書記朗読)

副議長(大月民夫君) お諮りします。神通川清一議長の辞職を許可したいと思いま
すが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(大月民夫君) ご異議ないものと認めます。よって「議長辞職の件」は許可
することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(午前10時20分)

副議長(大月民夫君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前10時21分)

副議長(大月民夫君) 神通川清一議員に申し上げます。「議長辞職の件」は許可する
ことに決定しましたので、本席からお伝えいたします。

お諮りします。この際「議長の選挙」を日程に追加して、議長の選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(大月民夫君) ご異議ないものと認めます。よって、「議長の選挙」を追加日程第2として議長の選挙を行うことに決定いたしました。

議長の選挙

副議長(大月民夫君) 追加日程第2、「議長の選挙」を行います。

「議長の選挙」は投票により行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

副議長(大月民夫君) ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

議会会議規則第32条第2項の規定により、柴橋潔議員、中村弘議員、上条浩堂議員を指名いたします。

これより、投票用紙を配付します。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

(投票用紙の配付)

副議長(大月民夫君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(大月民夫君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

(投票箱の点検)

副議長(大月民夫君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号1番の議員から順次投票してください。投票に当たっては、事務局長から点呼させます。

小口事務局長、お願いします。

事務局長(小口 正君) それでは、順次投票用紙を投票箱に投票して、投票が終わりましたら議席に復していただきたいと思います。

(事務局長、点呼)

(投 票)

副議長 (大月民夫君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長 (大月民夫君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

柴橋潔議員、中村弘議員、上条浩堂議員、立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

副議長 (大月民夫君) それでは、投票結果を報告いたします。

投票総数、12票、有効投票数、12票、無効投票、ゼロ票です。

有効投票の内訳を申し上げます。

上條光明議員、7票、神通川清一議員、4票、竹野園磨議員、1票。

選挙の結果は以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は、有効投票数の4分の1以上の3票であります。

よって、上條光明議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖解除)

副議長 (大月民夫君) ただいま議長に当選されました上條光明議員が議長におられますので、本席から山形村議会会議規則第33条第2項の規定により、選挙の結果、議長に当選されましたので告知いたします。

新議長 (上條光明君) 謹んでお受けしたいと思います。

副議長 (大月民夫君) 以上で、「議長の選挙」は終了しました。

これにて私の職務は終了しましたので議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

それでは、上條光明議員、議長席へお着きください。

(副議長、議長席より退席)

(新議長、議長席に着席)

議長 (上條光明君) 一言ごあいさつをしたいと思います。

ただいま皆様のご推挙により議長に選出されたことに深く感謝申し上げます。地方分権の進む中、自立と自己責任のもと村民の要請にこたえ、福祉の向上を図って

いくため、公正で公平な議会運営に微力ではありますが誠心誠意努力をしていく所存でございます。

何とぞ議員の皆様並びに関係の皆様方のなお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

ここで休憩します。

(午前10時34分)

議長(上條光明君) それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前10時41分)

議長(上條光明君) それでは、議事を進めます。

ただいま大月民夫副議長から、2年前の初議会の申し合わせにより、副議長職2年が経過いたしましたので、辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際「副議長辞職の件」を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認めます。

よって、「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第3とし、議題とすることに決定しました。

副議長辞職の件

議長(上條光明君) 追加日程第3「副議長辞職の件」についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、大月民夫副議長は退場願います。

(大月民夫議員 退場)

議長(上條光明君) 書記をして辞職願の朗読をさせます。

児玉書記。

(事務局書記朗読)

議長（上條光明君） お諮りいたします。大月民夫副議長の辞職を許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上條光明君） ご異議ないものと認めます。

よって、「副議長辞職の件」は許可することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。休憩。

（午前10時44分）

議長（上條光明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時44分）

議長（上條光明君） 大月民夫議員に申し上げます。「副議長辞職の件」は許可することに決定しましたので、本席からお伝えします。

お諮りします。この際「副議長の選挙」を日程に追加して、副議長の選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上條光明君） ご異議ないものと認めます。

よって、「副議長の選挙」を追加日程第4として、副議長の選挙を行うことに決定しました。

副議長の選挙

議長（上條光明君） 追加日程第4、「副議長の選挙」を行います。

「副議長の選挙」は投票により行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

議長（上條光明君） ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

山形村議会会議規則第32条第2項の規定により、柴橋潔議員、中村弘議員、上条

浩堂議員を指名します。

これより、投票用紙を配付します。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

(投票用紙の配付)

議長(上條光明君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

(投票箱の点検)

議長(上條光明君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号1番の議員から順次投票してください。投票に当たっては、事務局長から点呼させます。

小口事務局長。

事務局長(小口 正君) それでは、順次投票用紙を投票箱に投入して、議席に復していただきたいと思えます。

(事務局長、点呼)

(投票)

議長(上條光明君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

柴橋潔議員、中村弘議員、上条浩堂議員、立ち会いをお願いします。

(開票)

議長(上條光明君) 投票結果を報告いたします。

投票総数、12票、有効投票、12票、無効投票、ゼロ票。

有効投票の内訳を申し上げます。

上条浩堂議員、9票、大月民夫議員、2票、三澤一男議員、1票。

選挙の結果は以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は、有効投票数の4分の1以上の3票であります。

よって、上条浩堂議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖解除)

議長(上條光明君) ただいま副議長に当選されました上条浩堂議員が議場におられますので、本席から、山形村議会会議規則第33条第2項の規定により、選挙の結果、副議長に当選されましたので告知いたします。

新副議長(上条浩堂君) ありがとうございます。謹んでお受け申し上げます。

議長(上條光明君) 以上で、「副議長選挙」が終了しました。

ここで副議長のあいさつを自席でお願いします。

上条副議長。

副議長(上条浩堂君) ただいま多数のご支持をちょうだいいたしましてありがとうございます。感謝いたします。

全協の席でも申し上げましたが、よりレベルアップされた議会に持ち上げ、これを次世代につなげるために職務を全うしたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長(上條光明君) お諮りします。正副議長選により議席の一部変更が必要になりましたので、ここで日程に追加し、追加日程第5として、議席の一部変更を議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認めます。

議席の一部変更

議長(上條光明君) 追加日程第5、「議席の一部変更」を議題とします。

山形村議会会議規則第4条第3項及び山形村議会運営基準第12項の規定により、議席の一部変更を行います。

5番、私、上條光明の議席を13番に変更し、13番、神通川清一議員の議席を5番とします。

10番、上条浩堂議員の議席を12番に変更し、12番、大月民夫議員の議席を10番とします。

それでは、神通川清一議員、大月民夫議員、上条浩堂議員、ただいま指定しました

議席へ着席願います。

(2 議員、変更後の議席に着席)

議長 (上條光明君) ここで休憩します。

(午前 1 1 時 0 0 分)

議長 (上條光明君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前 1 1 時 2 2 分)

議長 (上條光明君) お諮りします。村長から「監査委員の選任について」、本日の日程に追加し、審議していただきたい旨申し出がありますが、この際直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (上條光明君) ご異議ないものと認めます。

よって、同意第 3 号、「監査委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第 6 とし、議題とすることに決定しました。

同意第 3 号

議長 (上條光明君) 追加日程第 6、同意第 3 号、「監査委員の選任について」を議題とします。

村長の提案理由の説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

村長 (清沢實視君) それでは、同意 3 号「監査委員の選任について」の提案説明を申し上げたいと思います。

議員から選任されております上條光明氏が一身上の都合により、平成 2 4 年 4 月 2 3 日付で辞職願が提出されましたために、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定によりまして、大池俊子氏を監査委員に選任したく、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（上條光明君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、大池俊子議員、退場願います。

（大池俊子議員 退場）

議長（上條光明君） お諮りいたします。本案件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上條光明君） ご異議ないものと認めます。よって、質疑・討論を省略して直ちに採決します。

本案件は、原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（上條光明君） 起立全員であります。よって、同意第3号「監査委員の選任について」は原案どおり同意することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

（午前 11時 25分）

議長（上條光明君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 11時 26分）

議長（上條光明君） 大池俊子議員に申し上げます。同意第3号の案件につきまして、原案のとおり同意することに決定しましたのでお知らせします。

ここで、休憩します。

（午前 11時 27分）

議長（上條光明君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時 00分）

常任委員の選任

議長（上條光明君） それでは、議事を進めます。

日程第 6、「常任委員の選任」を行います。

任期満了に伴う常任委員の選任につきましては、山形村議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、議長より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認め、これより指名します。

総務産業常任委員に、三澤一男議員、小林武司議員、神通川清一議員、柴橋潔議員、中村弘議員、私、上條光明の以上 6 名。

福祉文教常任委員に、大池俊子議員、宮澤敏議員、竹野園麿議員、大月民夫議員、竹野入恒夫議員、上条浩堂議員の以上 6 名をそれぞれの常任委員に指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認め、以上のとおり常任委員に選任することに決定いたしました。

正副常任委員長互選結果の報告

議長(上條光明君) 日程第 8、「正副常任委員長互選結果の報告」を行います。

常任委員会の委員長及び副委員長につきましては、それぞれ互選により決定されていきますのでご報告いたします。

総務産業常任委員長に三澤一男議員、同副委員長に柴橋潔議員、福祉文教常任委員長に大月民夫議員、同副委員長に宮澤敏議員。

以上、報告のとおり正副常任委員長が決定しました。

議会運営委員の選任

議長(上條光明君) 日程第 8、「議会運営委員の選任」を行います。

任期満了に伴う常任委員の選任につきましては、山形村議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、議長より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認め、これより指名いたします。

議会運営委員に小林武司議員、竹野入恒夫議員、三澤一男議員、大月民夫議員の以

上4名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認め、以上のとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

正副議会運営委員長互選結果の報告

議長(上條光明君) 日程第9、「正副議会運営委員長互選結果の報告」を行います。

議会運営委員会の委員長及び副委員長につきましては、それぞれ互選により決定されていますので、ご報告いたします。

議会運営委員長に竹野入恒夫議員、同副委員長に小林武司議員。

以上、報告のとおり正副議会運営委員長が決定しました。

お諮りいたします。ただいま議会広報編集特別委員から、2年前の初議会の申し合わせにより、議会広報編集特別委員として2年が経過いたしましたので、辞職願が提出されました。この際、「議会広報編集特別委員辞職の件」を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認め、よって「議会広報編集特別委員辞職の件」を日程に追加し、追加日程第7とし、議題とすることに決定しました。

議会広報編集委員辞職の件

議長(上條光明君) 追加日程第7、「議会広報編集特別委員辞職の件」について議題とします。

地方自治法第117条の規定により、辞職願を提出された議員は退場願います。

(議会広報編集特別委員 退場)

議長(上條光明君) 書記をして辞職願の朗読をさせます。

児玉書記。

(事務局書記朗読)

議長(上條光明君) お諮りします。「議会広報編集特別委員」の辞職を許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認めます。

よって、「議会広報編集特別委員辞職の件」は許可することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

(午後 1時08分)

議長(上條光明君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午後 1時08分)

議長(上條光明君) 議会広報編集特別委員の皆様に申し上げます。

「議会広報編集特別委員辞職の件」は許可することに決定しましたので、本席からお伝えします。

お諮りします。引き続き議会だよりを編集、発行するために、「議会広報編集特別委員会」を設置したいと思いますが、「議会広報編集特別委員会の設置」について、この際、本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認めます。よって「議会広報編集特別委員会の設置」について、日程に追加し、追加日程第8とし、議題とすることに決定しました。

議会広報編集特別委員会の設置

議長(上條光明君) 追加日程第8、「議会広報編集特別委員会の設置」を議題とします。

お諮りします。本案件につきましては、山形村議会委員会条例第5条第1項の規定により、任期中、議会広報編集特別委員会を設置して、議会だよりの編集、発行することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認めます。よって「議会広報編集特別委員会」

を設置することに決定しました。

お諮りします。「議会広報編集特別委員会の定数」について、この際、本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認めます。よって「議会広報編集特別委員会の定数」について、日程に追加し、追加日程第9とし、議題とすることに決定しました。

議会広報編集特別委員会の定数

議長(上條光明君) 追加日程第9、「議会広報編集特別委員会の定数」について議題とします。

お諮りします。山形村議会委員会条例第5条第2項の規定により、議会広報編集特別委員会の定数を6名としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認めます。よって、議会広報編集特別委員会の定数は6名とすることに決定しました。

お諮りします。「議会広報編集特別委員の選任」について、この際、本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認めます。よって「議会広報編集特別委員の選任」について、日程に追加し、追加日程第10とし、議題とすることに決定しました。

議会広報編集特別委員の選任

議長(上條光明君) 追加日程第10、「議会広報編集特別委員の選任」を議題とします。

議会広報編集特別委員の選任については、山形村議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、これより指名いたします。

議会広報編集特別委員に上條光明、宮澤敏議員、柴橋潔議員、中村弘議員、大月民夫議員、神通川清一議員の以上6名を議会広報編集特別委員に指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、以上のとおり議会広報編集特別委員に選任することに決定いたしました。

お諮りします。「正副議会広報編集特別委員長互選結果の報告」について、この際、本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上條光明君） ご異議ないものと認めます。よって「正副議会広報編集特別委員長互選結果の報告」について、日程に追加し、追加日程第11とし、議題とすることに決定しました。

正副議会広報編集特別委員長互選結果の報告

議長（上條光明君） 追加日程第11、「正副議会広報編集特別委員長互選結果の報告」を議題とします。

議会広報編集特別委員会の委員長及び副委員長については、それぞれ互選により決定されていますので、ご報告いたします。

議会広報編集特別委員長に中村弘議員、同副委員長に神通川清一議員。

以上、報告のとおり正副議会広報編集特別委員長が決定しました。

お諮りします。神通川清一議員から、松本広域連合議会議員の辞職願が提出されました。この際、「松本広域連合議会議員辞職の件」を日程に追加して、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上條光明君） ご異議ないものと認めます。よって「松本広域連合議会議員辞職の件」を日程に追加し、追加日程第12として議題とすることに決定しました。

松本広域連合議会議員辞職の件

議長（上條光明君） 追加日程第12、「松本広域連合議会議員辞職の件」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、神通川清一議員は退場願います。

（神通川清一議員 退場）

議長（上條光明君） 書記をして辞職願の朗読をさせます。

児玉書記。

（事務局書記朗読）

議長（上條光明君） お諮りします。神通川清一議員の松本広域連合議会議員の辞職を許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上條光明君） ご異議ないものと認めます。

よって、神通川清一議員から出されました「松本広域連合議会議員辞職の件」は許可することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

（午後 1時20分）

議長（上條光明君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時20分）

議長（上條光明君） 神通川清一議員に申し上げます。神通川清一議員の「松本広域連合議会議員辞職の件」は、許可することに決定しましたので、本席からお伝えします。

お諮りします。この際、「松本広域連合議会議員の補欠選挙」を日程に追加して、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上條光明君） ご異議ないものと認めます。よって「松本広域連合議会議員の補欠選挙」を日程に追加し、追加日程第13として議題とすることに決定しました。

松本広域連合議会議員の補欠選挙

議長（上條光明君） 追加日程第13、「松本広域連合議会議員の補欠選挙」を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上條光明君） ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦により行うことに決定しました。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上條光明君） ご異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

松本広域連合議会議員に、私、上條光明を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました私、上條光明を松本広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上條光明君） ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました私、上條光明が松本広域連合議会議員に当選しました。

謹んでお受けしたいと思います。

お諮りします。神通川清一議員、竹野入恒夫議員から、松塩地区広域施設組合議会議員の辞職願が提出されました。この際、「松塩地区広域施設組合議会議員辞職の件」を日程に追加して、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上條光明君） ご異議ないものと認めます。よって「松塩地区広域施設組合議会議員辞職の件」を日程に追加し、追加日程第14とし、議題とすることに決定しました。

松塩地区広域施設組合議会議員辞職の件

議長（上條光明君） 追加日程第14、「松塩地区広域施設組合議会議員辞職の件」を

議題とします。

地方自治法第117条の規定により、神通川清一議員、竹野入恒夫議員は退場願います。

(神通川清一議員、竹野入恒夫議員 退場)

議長(上條光明君) 書記をして辞職願の朗読をさせます。

児玉書記。

(事務局書記朗読)

議長(上條光明君) お諮りします。神通川清一議員、竹野入恒夫議員の松塩地区広域施設組合議会議員の辞職を許可したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認めます。

よって、神通川清一議員、竹野入恒夫議員から出されました「松塩地区広域施設組合議会議員辞職の件」は許可することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

(午後 1時25分)

議長(上條光明君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午後 1時25分)

議長(上條光明君) 神通川清一議員、竹野入恒夫議員に申し上げます。神通川清一議員、竹野入恒夫議員の「松塩地区広域施設組合議会議員辞職の件」は、許可することに決定しましたので、本席からお伝えします。

お諮りします。この際、「松塩地区広域施設組合議会議員の補欠選挙」を日程に追加して、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認めます。よって「松塩地区広域施設組合議会議員の補欠選挙」を日程に追加し、追加日程第15とし、議題とすることに決定しました。

松塩地区広域施設組合議会議員の補欠選挙

議長（上條光明君） 追加日程第15、「松塩地区広域施設組合議会議員の補欠選挙」を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上條光明君） ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦により行うことに決定しました。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上條光明君） ご異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

松塩地区広域施設組合議会議員に大月民夫議員と、私、上條光明を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました大月民夫議員と私、上條光明を松塩地区広域施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上條光明君） ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました大月民夫議員と私、上條光明が松塩地区広域施設組合議会議員に当選しました。

10番（大月民夫君） 謹んでお受けしたいと思います。

議長（上條光明君） お諮りします。神通川清一議員から、安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の辞職願が提出されました。この際、「安曇野松筑広域環境施設組合議会議員辞職の件」を日程に追加して、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上條光明君） ご異議ないものと認めます。よって「安曇野松筑広域環境施設組合議会議員辞職の件」を日程に追加し、追加日程第16として議題とすることに決定しました。

安曇野松筑広域環境施設組合議会議員辞職の件

議長（上條光明君） 追加日程第16、「安曇野松筑広域環境施設組合議会議員辞職の

件」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、神通川清一議員は退場願います。

(神通川清一議員 退場)

議長(上條光明君) 書記をして辞職願の朗読をさせます。

児玉書記。

(事務局書記朗読)

議長(上條光明君) お諮りします。神通川清一議員の安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の辞職を許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認めます。

よって、神通川清一議員から出されました「安曇野松筑広域環境施設組合議会議員辞職の件」は許可することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

(午後 1時28分)

議長(上條光明君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午後 1時28分)

議長(上條光明君) 神通川清一議員に申し上げます。神通川清一議員の「安曇野松筑広域環境施設組合議会議員辞職の件」は、許可することに決定しましたので、本席からお伝えします。

お諮りします。この際、「安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の補欠選挙」を日程に追加して、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認めます。よって「安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の補欠選挙」を日程に追加し、追加日程第17として議題とすることに決定しました。

安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の補欠選挙

議長（上條光明君） 追加日程第 17、「安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の補欠選挙」を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上條光明君） ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦により行うことに決定しました。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上條光明君） ご異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

安曇野松筑広域環境施設組合議会議員に私、上條光明を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました私、上條光明を安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上條光明君） ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました私、上條光明が安曇野松筑広域環境施設組合議会議員に当選しました。

謹んでお受けしたいと思います。

お諮りします。神通川清一議員から松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員の辞職願が提出されました。この際、「松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員辞職の件」を日程に追加して、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上條光明君） ご異議ないものと認めます。よって「松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員辞職の件」を日程に追加し、追加日程第 18 として議題とすることに決定しました。

松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員辞職の件

議長（上條光明君） 追加日程第 18、「松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員辞職の件」を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、神通川清一議員は退場願います。

(神通川清一議員 退場)

議長(上條光明君) 書記をして辞職願の朗読をさせます。

児玉書記。

(事務局書記朗読)

議長(上條光明君) お諮りします。神通川清一議員の松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員の辞職を許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認めます。

よって、神通川清一議員から出されました「松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員辞職の件」は許可することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

(午後 1時35分)

議長(上條光明君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午後 1時35分)

議長(上條光明君) 神通川清一議員に申し上げます。神通川清一議員の「松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員辞職の件」は、許可することに決定しましたので、本席からお伝えします。

お諮りします。この際、「松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員の補欠選挙」を日程に追加して、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認めます。よって「松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員の補欠選挙」を日程に追加し、追加日程第19として議題とすることに決定しました。

松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員の補欠選挙

議長(上條光明君) 追加日程第19、「松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員の補欠

選挙」を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦により行うことに決定しました。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員に私、上條光明を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました私、上條光明を松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました私、上條光明が松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員に当選しました。

謹んでお受けしたいと思います。

お諮りします。小林武司議員、神通川清一議員、柴橋潔議員から、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の辞職願が提出されました。この際、「松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員辞職の件」を日程に追加して、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認めます。よって「松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員辞職の件」を日程に追加し、追加日程第20として議題とすることに決定しました。

松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員辞職の件

議長(上條光明君) 追加日程第20、「松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員辞職の件」を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、辞職願を提出された議員は退場を願います。

(小林武司議員、神通川清一議員、柴橋潔議員 退場)

議長(上條光明君) 書記をして辞職願の朗読をさせます。

児玉書記。

(事務局書記朗読)

議長(上條光明君) お諮りします。先ほど辞表を提出した各議員の松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の辞職を許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認めます。よって、小林武司議員、神通川清一議員、柴橋潔議員から出されました「松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員辞職の件」は許可することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

(午後 1時40分)

議長(上條光明君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午後 1時40分)

議長(上條光明君) 小林武司議員、神通川清一議員、柴橋潔議員に申し上げます。

「松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員辞職の件」は、許可することに決定しましたので、本席からお伝えします。

お諮りします。この際、「松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の補欠選挙」を日程に追加して、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認めます。よって「松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の補欠選挙」を日程に追加し、追加日程第 21 として議題とすることに決定しました。

松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の補欠選挙

議長(上條光明君) 追加日程第 21、「松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員

の補欠選挙」を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦により行うことに決定しました。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員に宮澤敏議員、竹野園麿議員、竹野入恒夫議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名したとおり松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました宮澤敏議員、竹野園麿議員、竹野入恒夫議員が、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員に当選しました。

ただいま松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員に当選されました宮澤敏議員、竹野園麿議員、竹野入恒夫議員が議場にいますので、本席から、山形村議会会議規則第33条第2項の規定による選挙の結果、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員に当選されましたので告知いたします。

宮澤議員。

6番(宮澤 敏君) 謹んでお受けいたします。

議長(上條光明君) 竹野園麿議員。

7番(竹野園麿君) 謹んでお受けいたします。

議長(上條光明君) 竹野入恒夫議員。

11番(竹野入恒夫君) 謹んでお受けいたします。

議長(上條光明君) お諮りします。常任委員会の名称及び所管の変更により「閉会中の継続審査の申し出について」をこの際日程に追加し、直ちに議題とすることにご

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認めます。よって「閉会中の継続審査の申し出について」を日程に追加し、追加日程第22とし、議題とすることに決定しました。

ここで、議案整理のため暫時休憩します。休憩。

(午後 1時45分)

議長(上條光明君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午後 1時48分)

閉会中の継続審査の申出について

議長(上條光明君) 追加日程第22、「閉会中の継続審査の申出について」を議題とします。

各常任委員長より、山形村議会会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査及び調査の申し出がお手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査・調査事項については、各常任委員長申し出のとおり承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條光明君) ご異議ないものと認め、各委員長申し出のとおり、閉会中もなお継続審査・調査をすることに決定しました。

村長あいさつ

議長(上條光明君) 以上で、今臨時会の議事日程はすべて終了いたしました。

ここで、村長よりあいさつがあります。

清沢村長。

村長(清沢實視君) 閉会のごあいさつを申し上げます。今臨時会におきましては、まず税条例改正に伴う専決処分の承認2件でございますが、ご承認いただきましてありがとうございました。

また、議会の申し合わせによる議会人事におかれましては、村議会議長に新たに上條光明議員が、また副議長に上条浩堂議員がそれぞれご当選されました。

さらには、同意第3号、監査委員の選任につきましては、監査委員に大池俊子議員が選任され、各常任委員会を初め議会内部の構成やら、あるいは一部事務組合の議会の人事など一連の人事が完了されたわけでございます。

議員の皆様におかれましては、それぞれのお立場で今後のご活躍をご期待申し上げます。ご承知のとおり村の政治そのものは1日も停滞なく動いております。議会におかれましても直ちに機能しなければならない場面もあると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが閉会のあいさつといたします。お疲れさまでございました。

閉会の宣告

議長（上條光明君） 以上で、平成24年第1回山形村議会臨時会を閉会し、散会といたします。

ご苦労さまでした。

（午後 1時50分）